事業影響対策書

1. 海岸保全関係（海岸保全及び海岸保全施設の維持管理上の支障の有無について適切に述べられていること。影響が無いと判断できれば「影響無し」と記述。）
2. 他の権利者への影響（既存の占用者及び漁業権者等、当該申請に関連がある者がすべてリストに示され、これらの者に対する影響及びその対策について適切に述べられていること。影響が無いと判断できれば「影響無し」と記述。）
3. 自然・環境関係（史跡、名勝、天然記念物及び自然公園等、自然的社会的影響及びその対策が適切に述べられていること。影響が無いと判断できれば「影響無し」と記述。）
4. 安全対策（事業の施行に伴う通行人等第三者及び工事作業員への安全上の配慮に対する安全対策等が夜間の注意標識、バリケード、赤色灯等の施設をもって充分に講じられていること。建設資材等の運搬について、もよりの国道、県道から申請場所に至るまでの経路図が添付されていること。必ず記載してください。）